平成２３年（フ）第１７７１号
大阪市西淀川区大和田５丁目３―10―401、住民票上の住所兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町20番９号
債務者　田中慶一こと　朱　　正宣
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７７８号
大阪市東淀川区下新庄５丁目17番14―106号
債務者　外島亜里沙
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８２６号
大阪府三島郡島本町広瀬２丁目２番25号
債務者　宇高　麻矢（旧姓米山）
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２１６号
大阪府八尾市東山本町８丁目３番５号　清流荘201号
債務者　大隣　昭子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３３２号
大阪府寝屋川市黒原橘町１番13号
債務者　福田　晴子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３３８号
大阪府枚方市交北３丁目１番14―510号
債務者　高見　佳季
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５１１号
大阪府東大阪市長瀬町２丁目３番16―201号
債務者　北村　吉信
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５３５号
大阪府門真市大池町41番27―105号
債務者　小脇　照子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５４３号
大阪府高槻市東五百住町３丁目５番３号
債務者　山田　満穂
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６０３号
大阪市住吉区沢之町１丁目４番32号　ベルアーバニティ住吉104号
債務者　河野　玲子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６１４号
大阪府守口市八雲西町１丁目２番４号
債務者　向井　　可
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６１９号
大阪府枚方市藤阪西町１番７―101号
債務者　山西　正之
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６２０号
大阪府枚方市藤阪西町１番７―101号
債務者　山西　久枝
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６６２号
大阪市中央区日本橋２丁目14番16号　クリオコート難波イースト406号
債務者　田渕富枝こと　田淵　富枝
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６８２号
大阪府東大阪市稲葉１丁目８番46号　デシャント103号
債務者　坂本　隆徳
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６８６号
大阪府守口市西郷通４丁目12番９号
債務者　河内　美紀
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６９１号
大阪市都島区都島本通４―21―24―408志賀様方、住民票上の住所大阪府吹田市尺谷15番９号
債務者　奈須ひろ子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６９７号
大阪市城東区今福南４丁目14番１―405号
債務者　打本　和子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部